

宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託

業務委託契約書（案）

令和●年●月

宇城市

目 次

第1章 総則

- 第1条 用語の解釈
- 第2条 公共性及び民間事業の趣旨の尊重
- 第3条 契約等の構成及び優先順位
- 第4条 本業務の構成
- 第5条 委託者の責任負担
- 第6条 公租公課
- 第7条 契約の保証

第2章 本業務実施の体制及び計画

- 第8条 本業務の実施体制
- 第9条 監理責任者
- 第10条 5箇年事業実施計画書
- 第11条 年間事業実施計画書
- 第12条 年間修繕計画書
- 第13条 危機管理マニュアル
- 第14条 事業実施計画書の修正
- 第15条 セルフモニタリング実施計画書
- 第16条 必要な契約の締結
- 第17条 受託者による許認可等の取得等
- 第18条 保険の付与等

第3章 適正業務の確保

- 第19条 要求水準を満たす業務の実施
- 第20条 要求水準の変更
- 第21条 統括遂行責任者等の変更
- 第22条 監理責任者の変更
- 第23条 業務日報の作成
- 第24条 業務の報告
- 第25条 セルフモニタリング
- 第26条 委託者による実績評価
- 第27条 中間総合評価の実施

第4章 移行期間の業務

- 第28条 移行期間の業務
- 第29条 統括管理の実施
- 第30条 既存施設等の確認及び使用

- 第31条 業務引継ぎ等
- 第32条 本件施設の契約不適合責任等

第5章 本業務

- 第33条 本業務の開始条件
- 第34条 本業務の実施
- 第35条 水質等の保証
- 第36条 受託者による施設改良等
- 第37条 年度実施協定（コンサルタント業務）
- 第38条 設計等
- 第39条 成果物の契約不適合責任
- 第40条 改築計画の作成
- 第41条 改築等実施基本協定及び年度実施協定
- 第42条 委託者による申請等
- 第43条 下請負者の健康保険加入義務等
- 第44条 工事の中止
- 第45条 工期の変更
- 第46条 改築工事に係る追加費用
- 第47条 改築工事に係る費用の減少
- 第48条 受託者による試運転
- 第49条 委託者による検査及び引渡し
- 第50条 工事の目的物に係る所有権及び危険負担
- 第51条 工事に係る委託料の支払い
- 第52条 前金払
- 第53条 部分払
- 第54条 改築工事の契約不適合責任
- 第55条 国補助金制度の変更
- 第56条 水道管路の改築及び耐震化
- 第57条 臨機の措置
- 第58条 緊急事態の指揮系統
- 第59条 災害・事故発生時の費用負担

第6章 委託料の支払等

- 第60条 委託料の支払
- 第61条 委託料の変更
- 第62条 委託料の支払い停止及び減額
- 第63条 委託料の返還

第7章 プロフィットシェア

第64条 プロフィットシェア

第8章 表明及び保証並びに誓約

第65条 受託者による表明及び保証

第66条 受託者による誓約事項

第66条の2 表明保証違反及び誓約違反の効果

第67条 受託者の体制の変更等

第68条 契約上の地位の譲渡等

第69条 受託者の兼業の制限

第9章 責任及び損害等の分担

第70条 責任及び損害等の分担の原則

第71条 反対運動及び訴訟等

第72条 法令の改正

第73条 法令改正による追加費用及び損害の負担

第74条 税制の改正

第75条 不可抗力

第76条 不可抗力による追加費用及び損害の負担

第77条 損害賠償責任

第78条 第三者に及ぼした損害

第79条 電力供給に係るリスク

第80条 水量又は水質の変動

第81条 委託者による業務指示

第10章 契約の期間に伴う措置

第82条 事業期間

第83条 受託者の事由による解除

第84条 委託者の任意による解除等

第85条 法令改正又は不可抗力による解除

第86条 解除に伴う改築工事の取扱い等及び委託料の精算

第87条 業務終了時の引継ぎ等

第88条 事業終了時の本件施設の確認

第89条 契約終了による受託者所有資産の取扱い

第90条 違約金

第91条 損失補償

第 1 1 章 知的財産権

第 9 2 条 著作権の帰属

第 9 3 条 成果物の利用

第 9 4 条 著作権等の譲渡禁止

第 9 5 条 第三者の著作権の侵害防止

第 9 6 条 第三者の知的財産権等の侵害

第 9 7 条 知的財産権の対象技術の使用

第 1 2 章 雑則

第 9 8 条 情報管理

第 9 9 条 秘密保持義務

第 1 0 0 条 遅延利息

第 1 0 1 条 文書の保存期間

第 1 0 2 条 契約の変更

第 1 0 3 条 準拠法及び管轄裁判所

第 1 0 4 条 通知の方法等

- 別紙 1 定義集
- 別紙 2 事業日程
- 別紙 3 事業者が付す保険
- 別紙 4 年度実施協定（水道・更新工事）
- 別紙 4 の 2 年度実施協定（コンサルタント業務）
- 別紙 5 更新実施基本協定（水道）
- 別紙 6 年度実施協定（下水道・改築工事）
- 別紙 7 改築実施基本協定（下水道）
- 別紙 8 委託料の支払方法
- 別紙 9 委託料の物価変動による改定
- 別紙 10 工事に係る委託料の設定及び変更方法
- 別紙 10 の 2 コンサルタント業務等に係る委託料の設定及び変更方法
- 別紙 11 委託料の支払い停止及び減額
- 別紙 12 プロフィットシェア
- 別紙 13 法令変更による追加費用及び損害の負担
- 別紙 14 個人情報保護に係る特記仕様書
- 別紙 15 情報セキュリティにかかる特約事項
- 別紙 16 不可抗力による追加費用及び損害の負担
- 別紙 17 事業の終了及び引継ぎ
- 別紙 18 違約金及び損失補償
- 別紙 19 委託者の事業実施に起因する個別費用変更
- 別紙 20 再委託禁止業務及び構成員限定業務の範囲
- 別紙 21 業務区分と要求水準書との対応表
- 別紙 22 要求水準項目単位対比表
- 別紙 23 料金徴収・窓口関係業務における「収納の補助」の範囲及び収納データ連携

宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託
業務委託契約書

宇城市（以下「委託者」という。）と●●（以下「受託者」という。）とは、宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託に関し、各々の対等な立場における合意に基づき、別紙の条項によって公正な業務委託契約（以下「この契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- | | |
|---------|--|
| 1 事業名 | 宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託 |
| 2 履行期間 | 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（移行期間を含む。） |
| 3 履行場所 | 宇城市全域（水道施設、簡易水道施設、下水道施設及び農業集落排水処理施設等の設置場所） |
| 4 契約金額 | 金 ●●●, ●●●, ●●●, ●●●円
（内、取引に係る消費税及び地方消費税
金 ●●, ●●●, ●●●, ●●●円） |
| 5 契約保証金 | 免除（ただし、各改築工事に係る履行保証は別紙10による。） |

本契約締結の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

第1章 総則

(用語の解釈)

第1条 この契約において用いる用語は、本文中に特に定めるもののほか、別紙1 定義集及び要求水準書別冊 別紙1 用語の定義に定める意義による。これらは整合するものとし、齟齬があるときは要求水準書別冊 別紙1による。

2 この契約に基づき受託者が実施する業務を「本業務」という。

3 各条の見出しは参照の便宜のためのものであり、この契約の解釈に影響を及ぼさない。

4 この契約で引用する法令等に改正又は新たな設定があったときは、改正後又は制定後の法令等を適用する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 受託者は、本件施設が上下水道施設としての公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重して本業務を実施する。

2 委託者は、この契約が民間の経営能力及び技術的能力を活用し、受託者の自主性と創意工夫を尊重することにより上下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

3 委託者は、第81条の規定による指示を行うに当たっては、前項の趣旨を踏まえ、受託者の自主性及び創意工夫を不当に制限することのないよう配慮しなければならない。

4 前3項の規定は、この契約の他の条項の解釈の指針となるものであり、前3項の規定のみを根拠として、委託者又は受託者に具体的な権利若しくは義務が生じ、又はこの契約の解除若しくは損害賠償の請求をすることができるものではない。

(契約等の構成及び優先順位)

第3条 この契約は、要求水準書、募集要項等及び提案書と一体であり、これらはこの契約の一部を構成する。この契約に基づき委託者と受託者の間で別途締結する協定等も、この契約の一部を構成する。

2 この契約、要求水準書、募集要項等、提案書の内容に矛盾又は齟齬があるときは、この順に優先して適用する。ただし、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合は、その限りにおいて提案書を優先する。本項ただし書の規定の適用に当たり、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超えるか否かの判断は、別紙22 要求水準項目単位対比表の定めるところによる。委託者及び受託者は、要求水準書若しくは提案内容に相当する業務内容に変更が生じたとき、又はその他必要があると認めるときは、協議のうえ、同別紙の内容を随時更新する。

3 委託者が要求水準書等に基づき書類の受理、通知、立会い及び承認を行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、受託者が自らの責任において行うべき本業務について委託者が責任を負うものと解してはならない。

(本業務の構成)

第4条 本業務は、次の各号に掲げる業務により構成される。各業務の内容は、要求水準書の定めるところによる。

(1) 統括管理

(2) 維持管理業務（取水、浄水、配水に係る水道施設、簡易水道施設、下水道施設及び高良雨水ポンプ場・仮設ポンプ場の運転管理、保守管理、修繕、廃棄物管理及び情報管理）

- (3) 農業集落排水処理施設に係るアドバイザー業務
- (4) 料金徴収・窓口関係業務（検針、会計・収納、滞納整理、給水停止、開閉栓、電子計算処理、量水器管理等）
- (5) コンサルタント業務（施設更新計画策定及び実施設計等）
- (6) 改築工事（更新及び長寿命化対策）

2 各業務の内容は、要求水準書の定めるところによるほか、別紙 2 1 業務区分と要求水準書との対応表による

3 受託者は、要求水準書等に従い、別紙 2 事業日程に定める日程により本業務を実施する。

4 受託者は、本業務の実施に当たり、適用される全ての法令等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって本業務を実施しなければならない。

（委託者の責任負担）

第 5 条 本業務に伴う水道法及び下水道法上の責任は、委託者が負担する。

2 委託者が本件施設に関し委託者が実施する事業に起因して受託者に追加費用若しくは費用の減少又は損害が生じたときは、別紙 1 9 委託者の事業実施に起因する個別費用変更定めるところに従い委託料の変更を行う。

3 委託者は、本件施設の改築又は新たな設備の導入等を受託者と協議のうえ実施することができる。協議の開始から 3 0 日以内に合意に至らないときは、委託者は、委託者の決定に従い、必要となる要求水準書の変更を指定するとともにこれを実施し、これに起因して生じる追加費用等は別紙 1 9 に定めるところに従い委託料の変更を行う。

4 前項の規定による委託者の決定が受託者に著しい不利益を及ぼすと受託者が認めるときは、受託者は、当該決定の通知を受けた日から 1 4 日以内に、その理由を書面により明らかにして、委託者に対し再考を求めることができる。

5 委託者は、前項の請求を受けた日から 1 4 日以内に、再考の結果及びその理由を書面により受託者に通知しなければならない。ただし、前項の請求は、第 3 項の規定による決定の効力を妨げない。

6 前項の通知の内容になお受託者が同意できないときは、委託者及び受託者は、第 1 0 3 条の定めるところにより、その解決を図る。

7 前各項に定めるほか、委託者及び受託者の責任負担は要求水準書等の定めるところによる。

（公租公課）

第 6 条 受託者は、この契約に別段の定めがある場合を除き、本業務に関連して受託者に生じる一切の租税を負担する。

2 委託者は、この契約の定めに従い、委託料に係る消費税及び地方消費税の支払債務を負担する。

（契約の保証）

第 7 条 各改築工事に係る履行保証は別紙 1 0 の定めるところによる。

第 2 章 本業務実施の体制及び計画

（本業務の実施体制）

第 8 条 受託者は、この契約の締結後速やかに、要求水準書等に基づき、統括遂行責任者、業務

主任技術者その他本業務の実施に必要な人員（必要な有資格者を含む。）を確保し、委託者に通知のうえ、委託者の確認を受けなければならない。これらを変更したときも、同様とする。

2 統括遂行責任者は、委託料の変更、請求及び受領、責任者の変更の請求の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。

3 前項の通知及び確認は、委託者と受託者で合意した様式により行う。受託者は、当該様式に定める確認書類を添付して委託者に提出しなければならない。

4 委託者は、前項の書類を確認した結果、要求水準書に定める要件を充足しないと認めるときは、理由を明示した書面により、受託者に対し人員の変更を求めることができる。

（監理責任者）

第9条 委託者は、本業務を監督する監理責任者を置いたときは、その氏名を受託者に通知する。監理責任者を変更したときも同様とする。

2 監理責任者は、委託者が水道法及び下水道法上の責任を果たすうえで必要な指示、確認の申出又は質問に対する回答、協議、本業務の進捗の確認及び改善通告並びにモニタリングの実施等の権限を有する。

3 この契約に定める書面の提出は監理責任者を經由して行い、監理責任者に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

4 委託者は、監理責任者が疾病、出張、災害その他の事由により7日間（緊急やむを得ない場合にあっては、これより短い期間とすることができる。）を超えて継続してその職務を行うことができないと見込まれるとき、又は監理責任者が欠けたときは、あらかじめ監理責任者の職務を代行する者（以下「代行者」とする。）を指定し、その氏名を受託者に通知しなければならない。代行者を変更したときも、同様とする。

5 代行者は、監理責任者がその職務を行うことができない期間中、前項に定める監理責任者の権限を代理して行使することができる。この場合において、代行者が当該権限に基づき行った行為は、監理責任者が行ったものとみなす。

6 第3項の規定は、代行者についてこれを準用する。

7 委託者は、第4項の事由が消滅し、又は後任の監理責任者を選任したときは、速やかにその旨を受託者に通知しなければならない。

（5箇年事業実施計画書）

第10条 受託者は、この契約の締結日の翌日から30日以内に第1期5箇年事業実施計画書を策定し、委託者と協議のうえ、この契約の締結日の翌日から45日以内に委託者の承認を得なければならない。

2 受託者は、第1期事業期間終了日の60日前までに第2期5箇年事業実施計画書を策定し、委託者と協議のうえ、第2期事業開始日の45日前までに委託者の承認を得なければならない。

3 受託者は、5箇年事業実施計画書の内容に変更が生じるときは、委託者に変更の申出を行うことができる。ただし、当該変更が軽微なときは、この限りではない。委託者は、申出を受けたときは、内容及び費用等の変更について受託者と協議する。

4 委託者は、前3項の規定による5箇年事業実施計画書の提出を受けたときは、当該提出を受けた日から30日以内に、承認又は不承認の決定をし、その結果を受託者に通知しなければ

らない。委託者が当該期間内に承認若しくは不承認の決定をせず、又は次項の規定による期間の延長の通知をしなかったときは、当該5箇年事業実施計画書は、当該期間の満了の日をもって委託者が承認をしたものとみなす。

5 委託者は、前項の期間内に承認又は不承認の決定をすることができないやむを得ない事由があるときは、当該期間の満了前に、その理由及び延長後の期限を記載した書面により受託者にその旨を通知、当該期間を延長することができる。この場合において、延長後の期間は、通知をした日から30日を超えてはならず、委託者は、当該延長後の期間内に承認又は不承認の決定をし、その結果を受託者に通知しなければならない。

6 委託者は、第4項の規定による不承認の決定をするときは、その理由を明らかにした書面により受託者に通知しなければならない。この場合における取扱いは、第14条の規定による。

(年間事業実施計画書)

第11条 受託者は、各事業年度の開始前までに、当該事業年度の年間事業実施計画書を策定し、当該事業年度の開始日の30日前まで（事業の開始年度にあつては、この契約の締結日の翌日から55日以内）に委託者の承認を得なければならない。

2 年間事業実施計画書は、第1期又は第2期の5箇年事業実施計画書に基づき策定する。

3 **第1項にかかわらず**、事業の開始年度及び第2期事業期間の開始年度については、**前条第1項又は第2項**の承認を受けた日の翌日から30日以内に策定するものとする。

4 委託者は、第1項の年間事業実施計画書の提出を受けたときは、当該事業年度の開始日の14日前まで（事業の開始年度にあつては、提出を受け10日以内）に、承認又は不承認の決定をし、その結果を受託者に通知しなければならない。委託者が年度末までに承認若しくは不承認の決定をせず、又は次項の規定による期間の延長の通知をしなかったときは、当該年間事業実施計画書は、委託者が承認をしたものとみなす。

5 委託者は、前項の期間内に承認又は不承認の決定をすることができないやむを得ない事由があるときは、当該期間の満了前に、その理由及び延長後の期限を記載した書面により受託者にその旨を通知、当該期間を延長することができる。この場合において、延長後の期間は、通知をした日から30日を超えてはならず、委託者は、当該延長後の期間内に承認又は不承認の決定をし、その結果を受託者に通知しなければならない。

6 委託者は、第4項の規定による不承認の決定をするときは、その理由を明らかにした書面により受託者に通知しなければならない。この場合における取扱いは、第14条の規定による。

7 前3項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日の前日までに委託者の承認が得られないときは、受託者は、委託者と協議のうえ、直近に承認を受けた年間事業実施計画書（事業の開始年度にあつては、第10条の5箇年事業実施計画書）に準じて、当該事業年度の本業務を暫定的に実施することができる。この場合において、これにより本業務の実施が要求水準書を満たさない結果となったときであっても、当該結果が専ら委託者の承認の遅延に起因するものである限り、受託者の責めに帰すべき事由によるものとはみなさない。

8 委託者及び受託者は、前項の規定により本業務を暫定的に実施する場合には、速やかに協議のうえ、年間事業実施計画書の内容を確定しなければならない。

(年間修繕計画書)

第12条 受託者は、各事業年度の開始前までに、当該事業年度の年間修繕計画書を策定し、委

託者の承認を得なければならない。

- 2 受託者は、突発的な機械・電気その他の設備の故障、損傷等が生じたときは、委託者の承認を得て速やかに復旧する。ただし、緊急やむを得ないときは、復旧の後に委託者に報告する。

【緊急性の判断基準については、別途協議】

(危機管理マニュアル)

第13条 受託者は、この契約の締結日の翌日から40日以内に、地震、停電、薬品の漏えい、機器の破損、異常増水、断水、濁水、水質異常その他の緊急事態が発生した場合における対応の原則、方針及び手順を定めた危機管理マニュアルを要求水準書等に基づき策定し、委託者と協議のうえ、この契約の締結日の翌日から55日以内に委託者の承認を得なければならない。

- 2 受託者は、緊急事態への対応に万全を期すため、危機管理マニュアルを必要に応じて改訂し、委託者の承認を得る。

(セルフモニタリング実施計画書)

第14条 受託者は、この契約の締結日の翌日から25日以内に、モニタリング基本計画書に従い、本業務の実施に関するセルフモニタリング実施計画書を作成して委託者に提出し、委託者と調整のうえ、この契約の締結日の翌日から50日以内に確定させ、委託者の承認を受けなければならない。

- 2 前項のセルフモニタリング実施計画書に基づき受託者が実施したセルフモニタリングの実施結果に係る委託者の確認及び要求水準の未達が認められた場合の措置については、第26条及び別紙11 委託料の支払い停止及び減額の定めるところによる。

(事業実施計画書等の修正)

第15条 委託者は、前各条に基づく事業実施計画書等が不相当であると認めるときは、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定したうえで、受託者に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。

- 2 受託者が前項の期日までに変更若しくは修正又は再提出をしないときは、要求水準の未達として、委託料の支払い停止及び減額に関する規定による措置を適用する。
- 3 委託者は、正当な理由なく、受託者が提出した事業実施計画書等に対する承認を留保し、又は遅延してはならない。

(必要な契約の締結)

第16条 受託者は、本業務のうち別紙20 再委託禁止業務及び構成員限定業務の範囲に定める構成員以外に再委託することができない業務を、構成員以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、運転管理業務、保守管理業務、設計業務、改築工事については、原則として構成員に委託し、又は請け負わせなければならない。ただし、別紙20 に定める手続により委託者の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 受託者は、暴力団員等その他委託者が不適切と認める者に委託し、又は請け負わせてはならず、業務委託請負先の責めに帰すべき事由は、受託者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 業務委託請負先が本業務の全部又は一部をさらに第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、受託者は、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。この場合において、受託者は、当該業務委託請負先をして、再委託先との契約において本契約に基づき業務委託請負

先が負う義務と同等の義務を課させなければならない。

(受託者による許認可等の取得等)

第17条 本業務を実施するために必要となる一切の許認可等は、受託者が取得して維持し、又は作成して提出する。これらに係る責任及び費用(取得の遅延から生じる追加費用を含む。)は、受託者が負担する。ただし、その遅延が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者が負担する。

(保険の付与等)

第18条 受託者は、要求水準書別冊 別紙4 受託者が付保すべき保険の定めるところにより、自らの責任及び費用負担により、本業務の実施に必要な保険を加入し、又は業務委託請負先に加入させなければならない。

第3章 適正業務の確保

(要求水準を満たす業務の実施)

第19条 受託者は、この契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本業務を実施する。

(要求水準の変更)

第20条 委託者は、本事業期間中に、法令改正により本業務の内容を著しく変更せざるを得ないとき、災害、事故等により特別な本業務が必要となり若しくは本業務の内容を著しく変更したとき、又は委託者の事由により本業務の内容の変更が必要なときは、あらかじめ受託者にその旨及び理由を書面により通知し、協議のうえ、要求水準書を変更することができる。

2 前項に基づく要求水準書の変更に伴い委託者又は受託者に生じる追加費用若しくは損害又は費用の減少の取扱いは、変更の原因に応じ、次の各号に定める規定の定めるところによる。

- (1) 法令改正による場合 第73条及び別紙13 法令変更による追加費用及び損害の負担
- (2) 不可抗力による場合 第76条及び別紙16 不可抗力による追加費用及び損害の負担
- (3) 委託者の事業実施に起因する場合 第5条第2項及び別紙19 委託者の事業実施に起因する個別費用変更
- (4) 前各号に掲げる場合以外で委託者の事由による場合 第5条第1項及び第3項
(統括遂行責任者等の変更)

第21条 委託者は、統括遂行責任者又は業務主任技術者が、次の各号のいずれかに該当することによりその職務の執行につき著しく不適當であると認めるときは、あらかじめ受託者に対し理由を通知し、受託者の意見を聴取したうえで、その理由を明示した書面により、当該責任者の変更を要請することができる。

- (1) 本業務の遂行に関し重大な支障が生じ、又は生じるおそれがあること。
- (2) 故意による信用失墜行為又は本業務の運営に重大な影響を与える法令違反に関与したと。
- (3) 委託者による改善の指導又は勧告(要求水準書及び別紙11の定めによるものと含む。)を受けたにもかかわらず、相当の期間内に改善が見られないこと。
- (4) その他前各号に準ずる事由があること。

2 受託者は、前項の意見聴取の機会において、当該責任者に係る事情を説明し、又は委託者の

認定に対する意見を述べることができる。委託者は、当該意見を考慮したうえで、変更要請の要否を決定する。

3 受託者は、第1項の要請を受けた日から30日以内に後任者を選出し、委託者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、委託者と協議のうえ当該期間を延長することができる。

4 委託者は、正当な理由なく本条の要請を行ってはならない。

(監理責任者の変更)

第22条 受託者は、監理責任者がその職務の執行につき不適當であると認めるときは、その理由を明らかにして、委託者に対し必要な措置を請求することができる。委託者は、請求を受理した日から10日以内に決定し、その結果を受託者に通知する。

2 委託者は、前項の請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を書面により受託者に示さなければならない。

3 受託者は、前項の通知を受けた日から14日以内に限り、新たな事実又は理由を付して、委託者に対し再考を請求することができる。

4 委託者は、前項の再考の請求を受けたときは、当該請求を受理した日から10日以内に改めて決定し、その結果を理由とともに受託者に通知する。この場合において、委託者の決定は最終のものとする。

(業務日報の作成)

第23条 受託者は、要求水準書等に基づき業務日報を作成し、常に本件施設に備えなければならない。

(業務の報告)

第24条 受託者は、要求水準書の定めるところに従い、毎月の月間業務報告書を翌月10日までに、各事業年度の年間業務報告書を年度末までに、委託者に提出しなければならない。

2 業務日報、月間業務報告書及び年間業務報告書の種類、構成及び様式は、要求水準書別冊 別紙16 業務報告書類の定めるところによる。

3 受託者が正当な理由なく前2項に定める提出期限までに業務報告書を提出しないときは、委託者は、相当の期間を定めてその提出を督促することができる。

4 受託者が前項の督促を受けたにもかかわらず正当な理由なく提出しないとき、又は提出遅延が繰り返され改善が認められないときは、委託者は、要求水準書の未達とみなし、第62条の規定を適用することができる。

(セルフモニタリング)

第25条 受託者は、モニタリング基本計画書及びセルフモニタリング実施計画書の定めに従いセルフモニタリングを行い、その実施報告書を所定の期限までに又は委託者の請求に従い随時、委託者に提出する。

2 受託者は、前項の実施報告書及びその根拠資料（測定記録、点検記録、写真その他のセルフモニタリングの実施に関して作成し、又は取得した記録をいう。以下「モニタリング記録」という。）について、事後の改ざんを防止し、かつ、当該記録の作成日時及び作成者を事後に確認することができる方法により作成し、及び保存しなければならない。

3 受託者は、モニタリング記録を電磁的方法により保存する場合には、当該記録の作成後にお

ける変更の履歴（変更の日時、変更者及び変更内容を含む。）を保存する機能を有するシステムを用いる等、当該記録の真正性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 4 モニタリング記録の保存期間は、当該記録の作成の日から起算して10年間とする。ただし、この契約に基づく請求又は要求水準の未達に関する協議その他の紛争が生じたときは、当該請求又は紛争が解決するまでの間、当該請求又は紛争に関連するモニタリング記録を保存しなければならない。
- 5 委託者は、モニタリング記録の真正性を確認する必要があると認めるときは、受託者に対し、その保存方法、変更履歴その他必要な事項についての説明を求め、又はモニタリング記録の原本若しくはこれに準ずるものの提示を求めることができる。受託者は、委託者の求めがあったときは、これに応じ、必要な協力を行わなければならない。

（委託者による実績評価）

第26条 委託者は、第15条のセルフモニタリング実施計画書に基づき受託者からセルフモニタリング実施計画書その他の報告書が提出されたときは、要求水準書、モニタリング基本計画書及びセルフモニタリング実施計画書の定めに従い、本業務の実施内容が要求水準書を満たしているか否か及び提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認する。受託者は、当該確認に必要な協力を行う。

- 2 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し事前に通知することなく、現地調査により本業務の実施状況を確認することができ、受託者は、委託者の確認に立会い、実施状況を説明し、又は書類を提出する等、必要な協力を行う。ただし、委託者は、当該現地調査の実施に当たり、本業務の遂行に著しい支障を生じさせないよう合理的な配慮をするものとし、通常の業務時間外（夜間、早朝及び閉庁日をいう。）における調査は、緊急を要する場合その他やむを得ない事由がある場合に限るものとする。
- 3 委託者は、前項の現地調査を実施した日から相当の期間内に反復して同一の目的による現地調査を実施しようとするときは、事前に受託者にその理由を通知するよう努めるものとする。
- 4 委託者は、要求水準書の未達があると判断したときは、要求水準書及びモニタリング基本計画書の定めに従い、受託者に対し改善措置を求めることができる。受託者は、改善計画の作成及び改善措置の実施等を行わなければならない。

（中間総合評価の実施）

第27条 委託者は、第1期事業期間を通じた本業務の履行状況について、この契約の継続の有無も含めて総合的に評価（以下「中間総合評価」という。）を行い、第1期事業期間終了日の30日前までにこれを実施して、その結果を速やかに受託者に通知する。

- 2 中間総合評価の結果、評価が著しく低く、又はこの契約の目的の達成が極めて困難であることが明らかとなるときは、受託者の事由による解除に関する規定による。

第4章 移行期間の業務

（移行期間の業務）

第28条 受託者は、この契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、移行期間中の業務を実施し、これを完了させなければならない。

(統括管理の実施)

第29条 受託者は、この契約の締結日の翌日以降、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、統括管理を実施する。

(既存施設等の確認及び使用)

第30条 委託者及び受託者は、基本協定締結日の翌日から移行期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いのうえ確認する。確認の方法及び様式は要求水準書別冊 別紙15 既存施設等の確認の定めるところによるものとし、その結果を既存施設等健全性確認報告書（施設現況調書）として記録する。確認に係る費用は、各自これを負担する。

2 受託者は、本業務の実施を目的として既存施設等を使用することができ、善良な管理者の注意をもってこれを使用し、保存し、又は管理しなければならない。

3 委託者及び受託者は、第1項の確認の結果（施設現況調書）の内容に齟齬又は誤りがあることを発見したときは、当該確認の日から30日以内に限り、相手方に対し書面によりその是正を申し出ることができる。この場合において、委託者及び受託者は、当該齟齬又は誤りの内容について協議のうえ、既存施設等健全性確認報告書（施設現況調書）を修正するものとする。

4 前項の期間内に是正の申出がなされなかった齟齬又は誤りが、事業開始日以後に判明したときは、第32条 本件施設の契約不適合責任等の定めるところによる。

(業務引継ぎ等)

第31条 委託者及び受託者は、各自の負担により、基本協定締結日の翌日から事業開始日の前日までに、本業務の実施に必要な業務引継ぎ等を完了する。

2 委託者は、受託者が本業務の実施に合理的に必要とし委託者が保有する書類、データ及び本件施設の状況等を適切に開示するほか、必要な教育・研修等への協力及び支援を行う。

3 前項の業務引継ぎには、料金徴収・窓口関係業務に係る検針、調定及び収納の補助に係るデータ並びに窓口事務の引継ぎを含むものとし、委託者及び受託者は、個人情報の適正な移行を確保する。なお、水道料金及び下水道使用料等の収納（金銭の收受）は委託者又は委託者の指定する収納機関が行うため、収納事務そのものの引継ぎは要しない。

(本件施設の契約不適合責任等)

第32条 本件施設について、事業開始日の時点において既に存在した契約不適合であって、募集要項等の委託者が開示した資料及びこの契約の締結前に受託者が知り得た情報から合理的に予測することができず、かつ、受託者の責めに帰すべき事由及び経年劣化によらないもの（以下「開始時契約不適合」という。）が発見されたときの取扱いは、次項以下に定めるところによる。

2 開始時契約不適合のうち、これに起因して受託者に生じる本業務の実施に要する追加費用又は損害が1件につき100万円以下のものについては、受託者が本業務の維持管理の範囲において対応する。

3 前項の額が1件につき100万円を超える開始時契約不適合が発見されたときは、受託者は、速やかに委託者に報告し、委託者に対し、委託者による当該契約不適合の修繕の実施又は当該追加費用及び損害の負担を求めることができる。この場合において、委託者及び受託者は、要求水準書別冊 別紙3 責任負担及び既存施設等の確認の結果（施設現況調書）を基礎として、

その負担の範囲を協議のうえ定める。

- 4 前項により委託者が負担する額は、1事業年度につき700万円を上限とする。当該事業年度において委託者が負担すべき額がこれを超えるときは、委託者及び受託者が協議を行い決定する。
- 5 委託者が前各項の規定により責任を負うのは、事業開始日から3年以内に発見された開始時契約不適合に限る。ただし、受託者が善良な管理者の注意をもって本業務を実施したにもかかわらず、施設の構造上その発見が著しく困難であった開始時契約不適合であって、事業開始日から3年経過後に発見されたものについては、受託者は委託者に対しその内容を報告し、委託者及び受託者は、当該契約不適合に係る費用又は損害の負担について別途協議することができる。

第5章 本業務

(本業務の開始条件)

第33条 受託者は、事業開始予定日までに、次に掲げる条件をすべて充足し、これを停止条件として、本業務（統括管理を除く。）を開始する。

- (1) 本業務の実施体制に関する通知を行っていること。
 - (2) 事業実施計画書（年度の計画については初年度に限る。）及びセルフモニタリング実施計画書について委託者の承認を得ていること。
 - (3) 必要な業務委託請負契約を締結し、書類又は写しでも委託者が可能と認める書類の写しを委託者に提出していること。
 - (4) 必要な許認可等を取得していること。
 - (5) 本業務について必要となる保険の付保が完了していること。
 - (6) 既存施設等の確認及び業務引継ぎが完了していること。
 - (7) 誓約に係る書類が委託者に提出されていること。
 - (8) この契約に対する重大な義務違反がないこと。
- 2 受託者の責めに帰すべき事由により開始条件を充足できなかったときは、委託者は、当該遅延期間中に委託者が本業務の実施に要した費用を損害金として受託者に請求することができる。
- 3 委託者は、前項の場合において、相当の期間を定めて開始条件の充足を受託者に催告したにもかかわらず、受託者が当該期間内に開始条件を充足せず、かつ、その不充足の状態が本業務の適正な実施を妨げる重大なものであるときは、この契約を解除することができる。
- 4 前項の規定による解除がされたときは、第83条 受託者の事由による解除の規定による解除とみなし、違約金その他の措置については、同条及び別紙18の定めるところによる。

(本業務の実施)

第34条 受託者は、本事業期間中、この契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、本業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、**維持管理業務として**、水道施設に係る取水業務（水源の管理並びに取水施設及び導水施設の運転管理及び取水量の確保）、浄水業務（浄水場の運転管理、薬品注入並びにろ過及び消毒等の浄水管理）並びに配水業務（配水池、配水ポンプ及び配水管網の運転管理、適正水

圧の維持並びに断水及び濁水の回避及び復旧)を実施する。

- 3 受託者は、**維持管理業務として**、簡易水道事業に係る施設の維持管理及び水質管理を実施する。
- 4 受託者は、**農業集落排水アドバイザー業務として**、農業集落排水処理施設について、その維持管理に関する監視、評価及び技術的助言を行うアドバイザー業務を実施する。
- 5 受託者は、料金徴収・窓口関係業務として、水道料金及び下水道使用料等に係る検針、調定資料の作成、収納の補助、納付の推進並びに使用の開始及び中止の受付その他の窓口関係並びに量水器の調達、交換及び管理を実施する。水道料金及び下水道使用料等の収納(金銭の收受)は、委託者又は委託者の指定する収納機関が行い、受託者は行わない。

前段の「収納の補助」の具体的な業務範囲及び委託者又は指定収納機関との間のデータ連携の方法は、別紙23の定めるところによる。

(水質等の保証)

第35条 受託者は、本事業期間を通じ、浄水場において水道法に定める水質基準に適合する水道水を製造し供給するとともに、給水栓における水質を要求水準書等に定める頻度により常時監視し、これを保証する。水質基準に適合しないおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講じ、委託者に報告する。

- 2 受託者は、前項の監視の結果を要求水準書等に定める方法により記録し、これを保存しなければならない。当該記録の保存期間、様式及び委託者への提出又は確認の方法は、要求水準書等に定めるところによる。
- 3 受託者は、下水道の処理場施設において、要求水準書に定める流入下水を適切に処理して放流水質を確保するほか、脱水ケーキ含水率を確保し、これを保証する。受託者は、放流水質及び脱水ケーキ含水率の確認結果についても、前項の例により記録し、保存しなければならない。
- 4 受託者の責めに帰すべき事由により前各項の水準を確保できず、第三者に損害が生じたときは、第三者に及ぼした損害に関する規定による。
- 5 委託者は、必要と認めるときは、第2項及び第3項の記録の提出又は閲覧を受託者に求めることができる。

(受託者による施設改良等)

第36条 受託者は、要求水準書に定めるところにより委託者の承認を得て、自らの責任及び費用により、本件施設について必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 この場合において、当該設備の所有権は受託者に帰属する。
- 3 受託者は、この契約が期間の満了により終了するときは、改良設備(本件施設に附合したものを除く。)の一覧を、終了日の1年前までに委託者に提出しなければならない。
- 4 委託者は、前項の一覧の提出を受けたときは、各改良設備について、次の各号のいずれかの取扱いを選択し、受託者に通知するものとする。
 - (1) 次項に定める清算金を受託者に支払い、委託者が買い取ること。
 - (2) 受託者が委託者に無償で譲渡すること。
 - (3) 受託者が自己の責任及び費用において撤去すること。
- 5 前項第1号の清算金は、次の式により算定する。

清算金(円)＝当該改良設備の設置費用－当該改良設備の設置費用×0.9×償却率(地方公営企

業法施行規則別表第4に掲げる定額法) × 設置年数

この場合において、当該設置費用は税込みとし、算定した清算金が0円を下回るときは、前項第2号の無償譲渡による取扱いとする。

- 6 前2項の選択及び算定を行うに当たり、委託者及び受託者は誠実に協議し、住民サービスの継続性及び次期事業者への円滑な引継ぎに支障がないよう配慮しなければならない。
- 7 本件施設に附合した改良設備の取扱いは、民法の規定による。
- 8 この契約が第83条から第85条までの規定により解除されたときの改良設備の取扱いは、要求水準書14.5及び別紙18の定めるところによる。
- 9 第4項から前項までの規定により改良設備の取扱いが定まったときは、当該取扱いに伴う業務引継の時期及び費用負担その他必要事項については、委託者及び受託者が協議の上で定めるものとする。

(年度実施協定(コンサルタント業務))

第37条 受託者は、**アドバイザー業務及び**コンサルタント業務について、更新実施基本協定又は改築実施基本協定(以下「改築等実施基本協定」という。)を締結するまでに、別紙10の2に定める提案金額等に関する合意書を作成し、各事業年度の●月●日まで(当該年度の●月●日までに国補助金等に係る国の予算の配分がなされないときは、委託者が別途定める日までに、別紙4の2 年度実施協定(コンサルタント業務)を締結する。

- 2 国補助金等の要望額に対して国の予算の配分額が相違するときは、当該配分額をもとに費用を算出し、委託者は、受託者と協議のうえ業務の内容を当該配分額に合わせて調整する。これに起因する要求水準の未達は、受託者の責めに帰すべき事由によらないものとする。

(設計等)

第38条 受託者は、要求水準書等、事業実施計画書及び年度実施協定(コンサルタント業務)に従い、要求水準書に定める範囲の本件施設に係る設計を実施する。

- 2 本事業用地の土壤汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態(募集要項等委託者が開示した資料又は受託者が知り得た情報から合理的に判断できる範囲のものを除く。)に起因して生じる設計業務の追加費用は委託者が負担し、設計業務が遅延するときは、委託者は受託者と協議のうえ履行期限を変更する。事前調査の不備に起因する責任及び追加費用は、受託者が負担する。
- 3 受託者は、設計の完了後速やかに設計図書を委託者に提出して確認を受け、法令又は要求水準書等に適合しないときは、自らの費用負担で是正する。委託者の承認は、受託者の業務の実施に関する責任を免じるものではない。

(成果物の契約不適合責任)

第39条 委託者は、確認を得たコンサルタント業務の成果物に要求水準書等の内容に適合しない契約不適合があるときは、受託者に対し、修補による履行の追完を請求し、又はこれに代えて若しくはこれとともに損害の賠償を請求することができる。相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、委託者は委託料の減額を請求することができる。

- 2 委託者は、成果物の承認を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とする請求等を行うことができない。ただし、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときは、民法の定めるところによる。

(改築計画の作成)

第40条 委託者及び受託者は、事業開始予定日を含む事業年度から●事業年度目までの期間について委託者が作成している施設更新計画並びにストックマネジメント計画(以下「改築計画」という。)につき協議及び調整を行う。受託者は、以降の翌●事業年度の改築計画を、改築計画の策定業務として、当該期間の開始の前々事業年度の2月末日までに策定する。

2 改築計画の対象は、水道施設(取水・浄水・配水に係る施設及び管路)並びに下水道施設とする。改築計画に基づき行われる改築工事に要する費用の総額は、提案書に記載された金額以内の額としなければならない。

(改築等実施基本協定及び年度実施協定)

第41条 受託者は、改築計画に基づき、対象期間に属する最初の事業年度の●月●日まで(国の予算の配分がなされないときは、委託者が別途定める日まで)に、別紙10の定める提案工事金額等に関する合意書を作成するとともに、別紙5及び別紙7の様式による改築等実施基本協定を締結する。

2 受託者は、各事業年度の単年度対象改築工事について当該事業年度の●月●日までに、別紙4及び別紙6の様式による年度実施協定を締結する。国の予算の配分額が要望額と相違するときは、当該配分額をもとに費用を算出し、内容を調整する。

3 改築等実施基本協定及び年度実施協定は、この契約の一部を構成する。

(委託者による申請等)

第42条 改築工事に当たり委託者が関係機関への申請、報告又は届出等(以下本条において「申請等」という。)を必要とする場合、受託者は、委託者の求めに応じ、工程に支障のない時期に申請等を実施できるよう、次の各号に掲げる協力する。

- (1) 申請等に必要書類(設計図書、仕様書その他の技術資料を含む。)の作成及び提供
- (2) 関係機関からの照会に対する技術的な説明及び資料提供
- (3) 委託者が必要と認め、受託者に要請したときの関係機関への同行及び現地立会い
- (4) その他委託者及び受託者が協議のうえ合意した協力事項

2 受託者は、委託者から前項の協力を求められたときは、委託者が指定する合理的な期限内に対応するものとし、期限内の対応が困難なときは、速やかにその理由を委託者に通知し、対応時期について協議する。

3 第1項各号の協力に要する費用は、受託者が本業務の実施に通常必要とする範囲内のものにおいては受託者が負担し、委託者の個別の要請により受託者が外部専門家への委託その他の特別な費用負担を要することとなったときは、委託者及び受託者が協議のうえ、委託者がその全部又は一部を負担する。

4 受託者の責めに帰すべき事由により第1項の協力が行われず、又は遅延したことにより委託者に損害が生じたときは、受託者は、その損害を賠償する。委託者の責めに帰すべき事由による申請等の遅延については、第45条の定めるところによる。

また、当該遅延により受託者に増加費用又は損害が生じたときは、委託者又は受託者は、その負担について協議する。

(下請負者の健康保険等加入義務等)

第43条 受託者は、改築工事に係る業務委託請負先をして、健康保険、厚生年金保険及び雇用

保険に係る所定の届出をしない建設業者（社会保険等未加入建設業者）を下請負者としてはならない。ただし、特別の事情があると委託者が認める場合等は、この限りでない。

2 受託者は、前項に違反したときは、委託者の請求に基づき、違約罰として、当該下請契約の請負金額の10分の1に相当する額を、委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 委託者は、受託者が同一事業年度内に前項の違約罰の請求を2回以上受けたとき、又は第1項の違反行為を反復して行ったと認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

(1) 前項の違約罰の額を、当該違反に係る下請契約の請負金額の10分の2（さらに反復するときは10分の3を上限として委託者で定める割合）に相当する額に加重して請求すること。

(2) 当該反復違反が本業務の適正な実施を著しく害し、又は害するおそれがあると認めるときは、第83条 受託者の事由による解除に定める解除事由に該当するものとして取り扱うこと。

（工事の中止）

第44条 委託者は、必要があると認めるときは、中止の内容及び理由を通知したうえで、改築工事の全部又は一部を一時中止させることができる。中止の方法及び手続き等については、宇城市公共工事請負契約約款によるものとする。

（工期の変更）

第45条 受託者は、工期の変更の必要又はそのおそれが明らかになったときは、直ちに委託者に報告する。特定法令改正又は不可抗力により、又は委託者の責めに帰すべき事由により工期を遵守できないことを理由として変更を請求したときは、委託者及び受託者は協議により新たな工期を定め、協議が整わないときは、委託者が合理的に定め、受託者はこれに従う。

（改築工事に係る追加費用）

第46条 受託者は、改築工事に係る詳細設計に先立ち、要求水準書の定めるところにより、当該工事の対象となる現場について、地盤状況その他の現場条件に関する事前調査（ボーリング調査その他要求水準書に定める調査をいう。以下「事前調査」という。）を実施しなければならない。

2 年度実施協定の締結後に、次の各号のいずれかに事由により、改築工事について受託者に追加費用又は損害が生じたときは、委託者は、受託者と協議のうえ、当該年度実施協定を変更し、又は費用を増額変更してこれを支払う。

(1) 現場条件の変更であって、募集要項等委託者が開示した資料及び前項の事前調査の結果から合理的に判断することができなかったもの

(2) 委託者の責めに帰すべき事由

3 受託者は、前項第1号の追加費用又は損害の負担を求めようとするときは、現場条件の変更の内容、発生状況及び金額を記載した書面に、前項の事前調査の結果その他予見不可能性を裏付ける資料を添えて、委託者に提出しなければならない。

4 委託者は、前項の書面及び資料を確認し、受託者と協議のうえ、負担すべき額を決定する。この場合において、当該現場条件の変更が、事前調査を実施していれば通常発見し得たと認められるものであるときは、委託者は、当該追加費用又は損害を負担しない。

（改築工事に係る費用の減少）

第47条 工事の内容の変更等により改築工事に要する費用が減少するときは、委託者は、受託

者と協議のうえ、当該年度実施協定に定める費用を減額変更する。

(受託者による試運転)

第48条 受託者は、要求水準書等に従い、改築工事の目的物について試運転を行う。

2 前項の試運転は、次の各号に掲げる基準（以下「合格基準」という。）に適合することをもって合格とする。

(1) 水道法、下水道法その他関係法令に定める技術上の基準に適合すること。

(2) 実施設計図書に記載された性能値（水量、水質、圧力、稼働時間その他の性能に関する数値をいう。）に適合すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、委託者及び受託者が試運転の実施前に協議のうえ書面により合意した基準があるときは、当該基準に適合すること。

3 受託者は、前項第3号の基準を要する改築工事については、実施設計の完了後速やかに、当該工事に係る合格基準の案を委託者に提示し、試運転の実施までに委託者との書面合意を得なければならない。

4 受託者は、試運転の結果が第2項の合格基準に適合しないときは、自らの責任及び費用負担において、速やかに原因を調査し、必要な修補を行ったうえで再試運転を実施しなければならない。ただし、当該不適合が委託者の帰責事由、委託者の支給品若しくは指示に起因する場合又は不可抗力による場合は、この限りではなく、当該再試運転に要する費用の負担については、委託者及び受託者が協議して定める。

5 前項の再試運転によっても合格基準に適合しないときの取扱いは、第45条 工期の変更及び第54条 改築工事の契約不適合責任の定めるところによる。

6 受託者は、試運転（再試運転を含む。）の結果を記録し、委託者の求めに応じて速やかに報告しなければならない。

(委託者による検査及び引渡し)

第49条 委託者は、宇城市工事等検査規程に準じて改築工事の検査を行い、検査に合格したときは、当該工事の目的物の引渡しを受ける。

(工事の目的物に係る所有権及び危険負担)

第50条 改築工事の目的物の所有権は、委託者への引渡しをもって委託者に帰属する。委託者は、これを公営企業会計上の固定資産として計上する。

2 改築工事の目的物に係る危険負担は、前項の引渡しをもって受託者から委託者に移転する。引渡し前に生じた工事の目的物の滅失又は毀損については、受託者がその危険を負担する。ただし、当該滅失又は毀損が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

3 第49条の検査合格後、委託者の責めに帰すべき事由により引渡しが遅延したときは、当該遅延期間中に生じた工事の目的物の滅失又は毀損に係る危険は、委託者が負担する。

4 前2項の規定は、不可抗力による滅失又は毀損について、別紙16 不可抗力により追加費用及び損害の負担の定めるところによる場合には適用しない。

(工事に係る委託料の支払い)

第51条 委託者は、検査に合格した後、年度実施協定及び別紙10に定めるところにより、改築工事に係る委託料を支払う。当該委託料については、別紙8に定めるところにより前払い及び精算の方法によることを基本とし、出来高に応じた部分払を行うことができる。

(前金払)

第52条 受託者は、別紙10に定めるところにより、改築工事に係る委託料について前金払を請求することができる。

(部分払)

第53条 委託者は、別紙10に定めるところにより、改築工事の出来高に応じた部分払を行うことができる。

(改築工事の契約不適合責任)

第54条 委託者は、改築工事の目的物に契約不適合があるときは、**宇城市公共工事請負契約約款(平成17年1月15日告示第21号、改定がある場合は最新版)**に定めるところによる。

(国補助金制度の変更)

第55条 国補助金等の制度の変更により本業務の実施に影響が生じたときは、委託者及び受託者は、協議のうえ必要な措置を講じる。

2 前項の必要な措置とは、第20条 要求水準書の変更、第40条 改築計画、第41条 年度実施協定、第45条 履行期限の変更又は第61条 委託料の変更その他本契約の変更をいい、委託者及び受託者は、当該**補助金制度**の変更の内容に応じて適用すべき規定を協議のうえ定める。

3 国補助金等の制度の変更により受託者に生じた追加費用であって受託者の責めに帰することができないものは、委託者が負担する。ただし、改築工事及びコンサルタント業務に係る国補助金等の予算配分額の相違に起因するものについては、別紙7第4条及び別紙10の2第3項の定めるところによる。

4 第1項の協議が、委託者又は受託者が協議の開始を申し入れた日から30日以内に整わないときは、委託者及び受託者は、**第103条**の定めるところによりその解決を図る。ただし、金額の算定が争点となるときは、委託者及び受託者は、双方が合意する第三者専門家に算定を依頼し、その結果を尊重して協議を継続することができる。

(水道管路の改築及び耐震化)

第56条 受託者は、老朽化した水道管路(石綿セメント管等を含む。)の計画的な更新並びに基幹管路及び重要給水施設管路の耐震化を、改築計画並びに改築等実施基本協定及び年度実施協定に基づき実施する。

(臨機の措置)

第57条 受託者は、事故、災害、水質異常、断水その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、危機管理マニュアルに基づき直ちに必要な臨機の措置を講じるとともに、当該緊急事態を覚知した後24時間以内に委託者に報告する。ただし、住民の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある事態については、覚知後速やかに、電話その他の方法により第一報を行うものとする。

2 前項の危機管理マニュアルには、緊急事態の類型ごとに、初動対応の開始までの時間的目標その他の対応基準を定めるものとする。

(緊急事態の指揮系統)

第58条 緊急事態における指揮系統及び委託者との連絡体制は、危機管理マニュアル及び要求水準書の定めるところによる。

(災害・事故発生時の費用負担)

第59条 災害又は事故の発生時の対応に要した費用の負担は、その原因及び責任の所在に応じ、この契約及び別紙の定めるところにより、委託者及び受託者が協議のうえ定める。

2 前項の協議が、当該費用の発生を委託者又は受託者が相手方に通知した日から30日以内に整わないときは、次の各号に定めるところによる。

(1) 当該費用の額が500万円以下であるときは、委託者及び受託者は、双方合意のうえ選任する第三者専門家(技術士、公認会計士その他当該事案に関し専門的知見を有する者をいう。以下本条において同じ。)に意見を求め、その意見を尊重して協議を継続する。

(2) 当該費用の額が500万円を超えるとき、又は前号の意見を踏まえてもなお協議が整わないときは、委託者及び受託者は、別紙18第8条第4項の例により第三者専門家に要する費用は、委託者及び受託者が等分して負担する。

(3) 前号によってもなお協議が整わないときは、**第103条**の定めるところによる。

3 前項の協議又は第三者専門家への意見聴取若しくは算定依頼が行われている間も、受託者は、住民の生活に直接影響する業務の継続に必要な対応を継続しなければならない。

第6章 委託料の支払等

(委託料の支払)

第60条 委託者は受託者の業務の遂行状況を確認のうえ、別紙8に定める区分及び時期に従い、委託料を支払う。

2 委託料は、各費目の性質に応じ、次の各号に掲げる方法により支払う。費目の区分及び支払の時期は、別紙8に定める。

(1) 前払い及び精算による方法(改築工事その他の事業年度内に額が確定する費目)

(2) 毎月払いによる方法(維持管理業務、料金徴収・窓口関係業務その他の経常的な費目)

(3) 四半期払いによる方法(前2号に掲げるもの以外で、四半期ごとの確認になじむ費目)

3 受託者は、委託料の支払を受けようとするときは、委託者の確認を受けた後、委託者に対し請求書を提出する。委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内(改築工事の場合は40日)に委託料を支払う。

4 受託者は、前項第3号の四半期払いによる方法による委託料の支払を受けようとするときは、当該四半期の業務の実施状況(量水器の調達及び交換の実績、農業集落排水アドバイザー業務の実施内容その他別紙8に定める事項をいう。)を記載した四半期業務実績報告書を、当該四半期の末日の翌日から起算して10開庁日以内に委託者に提出しなければならない。

5 委託者は、前項の四半期業務実績報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10開庁日以内にその内容を確認し、その結果を受託者に通知する。委託者が正当な理由なく前項の期間内に確認及び通知を行わないときは、当該期間の満了をもって確認がなされたものとみなす。

6 前2項の確認書類の様式及び記載事項の詳細は、別紙8の定めるところによる。

(委託料の変更)

第61条 委託料のうち別紙9 委託料の物価変動による改定に定める費目については、賃金又は物価の変動に応じ、同別紙に定めるところにより改定する。委託者及び受託者は、同別紙に

定める発動の判定により改定を行うべき場合の改定額について、別途協議を要しない。

- 2 前項の改定は、別紙9に定める計算式（改定後の支払額 $Y = \text{改定率}\alpha \times \text{改定前の支払額}X$ ）により算定した額により行う。改定率 α は、人件費にあつては1に熊本県人事委員会の勧告における民間給与の改定率を加えた率とし、その他の費目にあつては当該費目の指標値の前年度の年度平均を前々年度の年度平均で除して得た率とする。発動の判定は、前年度比1000分の10を超え、又は直近改定比1000分の15を超える指標の変動があった場合とする。
- 3 前項の改定は、物価が上昇した場合の増額及び物価が下落した場合の減額のいずれにも適用する。改定率には、一事業年度につき増減いずれも100分の5を上限として、別紙9に定める上限を設ける。
- 4 物価変動による改定その他により委託料に増減が生じたときの予算上の取扱い及び支払の方法は、別途委託者が定めるところによる。
- 5 別紙9の計算式又は前項の上限によりがたい急激なインフレーション又はデフレーションその他特別の事情により委託料が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、相手方に対して書面により委託料変更の協議を申し入れることができる。協議の申入れを受けた当事者は、申入れを受けた日から30日以内に協議を開始しなければならない、委託者及び受託者は、申入れを受けた日から60日以内に委託料の変更について協議する（要求水準書別冊 別紙3）。なお、協議の申入れがあった場合、協議期間中は直近の改定後委託料を暫定的に支払うものとし、合意成立後に合意内容に基づき差額を精算する。当該協議が整わないときは、委託者及び受託者は第103条の定めるところにより解決を図ることができる。

（委託料の支払い停止及び減額）

第62条 委託者は、受託者に対し勧告、警告又は命令を行ったときは、当該事由が是正されるまでの間、委託料の支払を停止することができる。支払の停止及びその解除（是正の確認）の具体的な手続は、別紙11の定めるところによる。

- 2 **委託者**は、要求水準書第12章及び要求水準書別冊 別紙11 委託料の支払い停止及び減額に定める場合には、委託料を減額することができる。

（委託料の返還）

第63条 委託者は、過払その他**各**別紙に定める事由があるときは、受託者に対し、委託料の返還を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により委託料の返還を請求しようとするときは、返還を求める金額、その算定根拠及び発生事由を記載した書面（以下「返還請求書」という、）を受託者に交付して行う。
- 3 受託者は、返還請求書を受理した日から30日以内に、委託者が指定する方法により返還金を支払わなければならない。
- 4 受託者が前項の期間内に返還金を支払わないときは、委託者は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率による遅延利息を付して支払うよう請求することができる。
- 5 第1項の規定による委託者の返還請求権は、委託者が返還を請求できることを知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。委託者が返還を請求できることを知らなかった場合であっても、返還請求権が発生した時から10年を経過したときも、同様とする。

第7章 プロフィットシェア

(プロフィットシェア)

第64条 受託者の創意工夫により、要求水準を維持しつつ本業務に係る費用の縮減又は収入の増加が生じたときは、委託者及び受託者は、別紙12に定めるところにより、その利益を分配する。

第8章 表明及び保証並びに誓約

(受託者による表明及び保証)

第65条 受託者は、委託者に対し、この契約の締結日において、適法に設立され有効に存続する法人であること、この契約を締結し履行する権限及び能力を有し必要な内部手続を完了していること、この契約が適法、有効かつ強制執行可能であること並びに資本金及び機関設計が募集要項等に適合していることを表明し、保証する。

2 前項の表明及び保証のいずれかが真実若しくは正確でなかったこと（以下「表明保証違反」という。）が判明した場合において、当該表明保証違反が本業務の継続的な遂行又はこの契約の履行に重大な支障を及ぼすものであるときは、委託者は、相当の期間を定めて是正を催告し、当該期間内に是正がされないときは、第83条の規定によりこの契約を解除することができる。ただし、性質上是正が不可能な表明保証違反があるときは、委託者は、催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

3 前項による解除は、委託者が表明保証違反により被った損害の賠償を請求することを妨げない。

(受託者による誓約事項)

第66条 受託者は、本事業期間中、定款及び履歴事項全部証明書を委託者に提出し、これらの変更を届け出ること、この契約の有効性を維持すること、合併、会社分割その他の組織再編及び目的外の行為を行わせないこと並びに本業務を継続的に遂行できる経営の状態を維持することを誓約する。

(表明保証違反及び誓約違反の効果)

第66条の2 委託者は受託者が第65条の表明及び保証に違反し、若しくは違反していたことが判明したとき、または前条の誓約事項に違反したときは、受託者に対し、相当の期間を定めてその是正を求めることができる。

2 委託者は、前項の是正の期間内に受託者が是正せず、又は違反の内容が本業務の継続的な遂行に重大な支障を及ぼすと認められるときは、この契約を解除することができる。

3 受託者は、第1項の違反により委託者に損害を生じさせたときは、これを賠償しなければならない。この場合における賠償責任の額については、第77条第2項の規定を準用する。ただし、当該違反が受託者の故意又は重大な過失によるものであるときは、同項ただし書の例による。

4 第2項の規定による解除がなされたときは、第83条の規定による解除とみなし、第90条及び別紙18第1章の規定を適用する。

(受託者の体制の変更等)

第67条 受託者は、その構成企業又は本業務の実施体制に重要な変更（以下「重要変更」とい

う。)を加えようとするときは、あらかじめ委託者の承認を受けなければならない。

- 2 委託者は、前項の承認の申請を受理した日から30日以内に、承認の可否を書面により受託者に通知する。委託者が正当な理由なく当該期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し相当の期間を定めて回答を求めることができる。
- 3 委託者は、重要変更後の体制が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認めるときは、前項の承認をしないことができる。
 - (1) 第65条に定める表明及び保証の内容を欠くと認められるとき。
 - (2) 第66条に定める誓約事項（本業務を継続的に遂行できる経営の状態の維持を含む。）を欠くと認められるとき。
 - (3) 募集要項等に表示された審査基準に照らし、本業務の遂行能力を著しく低下させると認められるとき。
 - (4) 第16条第3項に定める暴力団員等その他委託者が不適切と認める者が変更後の体制に含まれているとき。
- 4 委託者は、前項の規定により承認をしないときは、その理由を書面により受託者に通知する。受託者は、当該理由に基づく是正措置を講じたうえで、再度承認の申請をすることができる。
- 5 受託者は、第1項に定める重要変更に至らない軽微な変更を行うときは、あらかじめ委託者に届け出るものとし、委託者の承認を要しない。

（契約上の地位の譲渡等）

第68条 受託者は、委託者の事前の書面による承認なく、この契約上の地位並びにこの契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者が本業務の実施に必要な資金の調達のため金融機関等（以下「貸付人」という。）から融資を受けるに当たり、当該融資に係る債務を担保するために、この契約に基づき委託者に対して有する委託料債権に質権若しくは譲渡担保権を設定し、または当該債権を譲渡するときは、受託者は、あらかじめ委託者に書面により通知することをもって足りるものとする。ただし、当該担保設定又は譲渡の内容が、委託者の本契約上の地位又は受託者に対する求償その他の権利行使を不当に害するものであるときは、この限りでない。
- 3 委託者及び受託者は、前項の担保設定等が行われたときは、貸付人との間で、受託者の本契約上の債務不履行に係る貸付人への事前通知、貸付人による是正措置又は本業務の実施体制の維持のための介入（以下「介入権」という。）その他の必要な事項を定める協定（以下「直接協定」という。）の締結について、貸付人からの要請に応じて誠実に協議するものとする。

（受託者の兼業の制限）

第69条 受託者は、本業務以外の事業を行ってはならない。ただし、委託者の他の公共施設における包括的な管理運営業務及び熊本県内の他の地方公共団体等が事業主体である水道事業、下水道事業又はこれらに類する事業に関する業務は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、構成員が受託者としてではなく自己の名において行う事業には適用しない。ただし、構成員は、当該事業を行うに当たっては、本業務の実施に支障を生じさせてはならない。

(責任及び損害等の分担の原則)

第70条 本業務の実施は、この契約に別段の定めがある場合を除き、受託者の責任及び費用負担により行う。

(反対運動及び訴訟等)

第71条 上下水道事業の実施における住民の反対運動、住民訴訟等への対応に要する費用は、委託者が負担する。ただし、施設見学、窓口対応、誤請求、個人情報若しくは秘密情報の漏えい等に伴う住民対応（本人への通知、問い合わせ窓口の設置、説明会の開催その他これらに類する対応をいう。）、その他受託者の責めに帰すべき事由による住民対応に要する費用は、受託者が負担する（要求水準書別冊 別紙3 別表4）。

(法令の改正)

第72条 委託者又は受託者は、法令の改正があったとき（法令の改正が公布されたとき又はその内容が明らかになったときを含む。）は、速やかに相手方に対しその内容を通知するとともに、委託者及び受託者は、本業務への影響について協議する。

2 前項の協議は、通知を受けた日から30日以内に開始し、当該法令の施行日その他合理的に定める期限までに結論を得るよう努めるものとする。

3 第1項の協議が、協議開始の日から60日以内に整わないときは、委託者及び受託者は、**第103条**の定めるところによりその解決を図る。ただし、協議が整うまでの間においても、受託者は、住民の生活に直接影響する業務を含む本業務を継続しなければならない。

(法令改正による追加費用及び損害の負担)

第73条 法令等の変更による追加費用及び損害は、この契約に直接関係する法令等の変更による場合は委託者が、これ以外の法令等の変更による場合は受託者が、それぞれ負担する。

(税制の改正)

第74条 税制度の変更による費用の増減は、消費税等の広く全般に影響を及ぼす税制度の変更による場合は委託者が、法人税等の受託者に影響を及ぼす税制度の変更による場合は受託者が、それぞれ負担する（要求水準書別冊 別紙3 別表4）。

(不可抗力)

第75条 この契約において「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、疫病・感染症の流行その他の自然災害、又は騒擾、暴動、テロ行為、サイバー攻撃、戦争その他の人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの又は回避不能のものであって、委託者及び受託者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は不可抗力に含まれない（要求水準書別冊 別紙1）。

(不可抗力による追加費用及び損害の負担)

第76条 不可抗力により本業務の実施に関して追加費用又は損害が生じたときの負担は、別紙16 不可抗力による追加費用及び損害の負担の定めるところによる。地震、洪水等の天災その他の不可抗力による追加費用及び損害は、委託者が負担する（要求水準書別冊 別紙3 別表4）。

2 前項により委託者が負担する額は、受託者が付保する保険その他により現に補填される額を控除した額とする。不可抗力による対応の判断は委託者が行い、受託者は委託者の指示を受けて初期対応、応急復旧その他必要な措置を実施する（要求水準書別冊 別紙3 別表8）。

- 3 不可抗力による追加費用又は損害であっても、受託者の管理の不足、操作の誤りその他受託者の責めに帰すべき事由に起因する部分については、受託者が負担する。渇水、原水の水質事故等の水源に係る事象を含む負担の細目は、別紙 1 6 及び要求水準書別冊 別紙 3 別表 5 による。追加費用又は損害が著しく巨額となり前各項によりがたいときは、委託者及び受託者は、その負担について別途協議する。

(損害賠償責任)

第 7 7 条 委託者又は受託者は、その責めに帰すべき事由によりこの契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

- 2 受託者がこの契約に基づき委託者に対して負う損害賠償責任の額は、単一の原因事実（以下「損害原因事由」という。）に起因する損害の合計額について委託料の年額に相当する額を上限とし、かつ、一事業年度において受託者が委託者に対して負う損害賠償責任の累計額は委託料の 2 倍に相当する額を上限とする。ただし、受託者の故意若しくは重大な過失による損害又は個人情報若しくは秘密情報の漏えい等による損害については、この限度額を適用しない。損害原因事由とは、損害を生じさせた受託者の作為又は不作為の端緒となる単一の事実関係（工事の欠陥、特定設備の保守管理の懈怠等）をいう。複数の事業年度にわたり継続的に損害が発生する場合であっても、その原因が同一の損害原因事由に帰する場合は一の損害として取り扱い、賠償責任の上限は当該損害原因事由が最初に生じた事業年度の委託料の年額に相当する額とする。

- 3 個人情報又は秘密情報の漏えい等による損害賠償は、別紙 1 4 個人情報保護に係る特記仕様書及び別紙 1 5 情報セキュリティに係る特約事項の定めるところによる。当該損害には、漏えい等に対応するために委託者が要した本人への通知、相談対応、二次被害の防止及び再発防止のための措置その他の合理的な費用を含む。

(第三者に及ぼした損害)

第 7 8 条 本業務の遂行により第三者に損害を与えたときは、受託者の責めに帰すべき事由による場合は受託者が、これ以外の場合は委託者が、その賠償の責めを負う（要求水準書別冊 別紙 3 別表 4）。

- 2 前項の損害の発生について委託者及び受託者の双方に帰責事由があるときは、委託者及び受託者は、第三者に対して連帯してその賠償の責めを負う。
- 3 前項の場合における委託者及び受託者相互間の負担割合は、それぞれの帰責事由の内容、寄与度その他の事情を考慮のうえ、委託者及び受託者が協議して定める。
- 4 前項の協議が解除日から 3 0 日以内に整わないときは、委託者及び受託者は、双方が合意する第三者専門家の意見を参考として協議を継続する。当該専門家の費用は、委託者及び受託者が等分して負担する。

(電力供給に係るリスク)

第 7 9 条 電力の単価又は契約電力の変更による調達費の増大は、委託者が負担する（要求水準書別冊 別紙 3 別表 6）。受託者の性能未達その他受託者の責めに帰すべき事由による調達費の増大は、受託者が負担する。

(水量又は水質の変動)

第 8 0 条 想定する配水量及び原水水質の範囲内並びに想定する流入下水量及び水質の範囲内に

における調達費の増大は受託者が、これらの範囲外における調達費の増大は委託者が負担する（要求水準書別冊 別紙3 別表6）。

2 原水若しくは水道用水供給水の量若しくは質又は流入下水の量若しくは質に異常が生じた場合の負担は、委託者が負担する（同 別表5）。

3 悪質な排水の流入等の結果、下水道の放流水質基準を満たさないこととなったときは、受託者は、その責めを負わない（要求水準書本体）。

（委託者による業務指示）

第81条 委託者は、本業務の適正な実施のため必要があるときは、受託者に対し、本業務に関する指示を行うことができる。

2 前項の指示が、既存の要求水準の水準そのものを変更するものと認められるときは、委託者及び受託者は、第20条の規定に従い要求水準書の変更手続をとるものとする。

3 第1項の指示に起因して受託者に追加費用が生じたときは、委託者及び受託者は、その負担について協議する。

第10章 契約の期間に伴う措置

（事業期間）

第82条 この契約の期間は、移行期間、第1期事業期間及び第2期事業期間とし、頭書記載のとおりとする。

（受託者の事由による解除）

第83条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が要求水準を著しく充足せず、かつ、別紙11に定める改善措置の実施後もレベル3（契約に違反する行為で故意又は過失による信用失墜行為、不法行為その他影響が第三者又は対象施設外に及ぶもの）に相当する未達が是正されないとき。

(2) 委託者が第26条第3項 改善の命令を行ったにもかかわらず、相当の期間を定めた催告後もなお改善の命令に従わないとき。

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立てがあったとき。

(4) 受託者の故意による信用失墜行為（水質検査結果の虚偽報告等）又は本業務の運営に重大な影響を与える法令違反（廃棄物の不法投棄等）があったとき。

(5) 第43条第3項各号の措置を講じてもなお同条第1項の違反が是正されないとき。

(6) 第65条第2項に規定する表明保証違反があったとき。

(7) 第66条の2第2項の規定により解除する場合

(8) 第27条 中間総合評価の結果が著しく低く、かつ、この契約の目的の達成が極めて困難であることが明らかなとき。

2 委託者は、前項各号（第3号を除く。）に該当する事由が生じたときは、直ちに契約を解除するのではなく、あらかじめ受託者に対し、当該事由の内容及び是正すべき事項を書面により通知し、30日以上相当の期間を定めて是正を催告しなければならない。ただし、委託者又は住民の生命、身体若しくは財産に対する重大な危険を回避するため直ちに解除する必要があるときは、この限りでない。

3 第68条の規定により直接協定が締結されている場合における前項の催告及び解除の手続は、

同条の定めるところによる。

(委託者の任意による解除等)

第84条 委託者は、次の各号のいずれかに該当し、本事業を継続する必要がなくなったと認めるときその他これに準ずるやむを得ない事由があるときは、当該事由の内容及びこれを解除の理由とする合理的根拠を明らかにした書面により、6か月前までに受託者に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、委託者は、これにより受託者に生じた損害を、第91条及び別紙18の定めるところにより補償する。

- (1) 上下水道事業に関する国若しくは県の広域化・広域連携施策その他の上位計画の重大な変更により、本事業の枠組みによる事業継続が困難となったとき。
- (2) 水源の枯渇、給水区域の重大な変更その他本件施設の存続の前提となる事情に、委託者の責めに帰することのできない重大な変化が生じたとき。
- (3) 委託者の財政状況の著しい悪化その他委託者の意思によらない事由により、本事業の継続が委託者の行財政運営上著しく困難となったとき。
- (4) 前各号に準ずる事由であつて、契約内容の変更その他の代替的な措置によっては本事業の適正な継続を図ることができないと認められるとき。

2 委託者は、第68条の規定により直接協定が締結されている場合において、前項の規定によりこの契約を解除しようとするときは、受託者への通知と同時に、その旨及び理由を貸付人に書面により通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定による解除に伴い受託者に対して支払う損失補償金のうち、受託者が貸付人に対して負担する融資残債に相当する額については、別紙18及び直接協定の定めるところにより、受託者の指図に基づき貸付人に直接支払うことができる。

(法令改正又は不可抗力による解除)

第85条 委託者又は受託者は、法令の改正又は不可抗力により本業務の継続が不能となったときは、相手方と協議のうえ、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、既に着手した改築工事があるときの取扱いについては、第86条の規定を準用する。

3 第1項の規定による解除の場合における委託料の精算については、別紙17第4節の定めるところによる。

4 委託者は、第1項の規定による解除に伴い受託者に損失が生じたときは、別紙18第3章 法令改正又は不可抗力による解除に伴う精算の定めるところにより、当該損失を補償する。

5 委託者は、第68条の規定により直接協定が締結されている場合において、第1項の規定によりこの契約を解除しようとするときは、受託者への通知と同時に、その旨及び理由を貸付人に書面により通知しなければならない。

(解除に伴う改築工事の取扱い等及び委託料の精算)

第86条 この契約が解除された場合において、既に着手した改築工事があるときは、委託者は、その出来高に相当する部分の委託料を受託者に支払う。

2 前項に定めるもののほか、この契約の解除(第83条から第85条までの規定による解除をいう。)に伴う委託料(改築工事に係るものを除く。)の精算については、別紙17第9条の規定を準用する。この場合において、同条中「本業務の終了又は本契約の解除のとき」とあるの

は「この契約の解除のとき」と読み替えるものとする。

- 3 前項の規定による精算は、第90条若しくは別紙18第1章に定める違約金、第91条若しくは別紙18第2章に定める損失補償又は第85条第4項に定める精算金に先立って行うものとし、これらの額の算定の基礎とする。

(事業終了時の引継ぎ等)

第87条 受託者は、この契約が終了するときは、業務引継書を作成し、委託者又は委託者が指定する者に対して本業務を引き継がなければならない。

- 2 業務引継書の暫定版は、終了日の1年前までに委託者に提出する。

- 3 受託者は、前項の暫定版について委託者と協議のうえ、終了日の90日前までに業務引継書の確定版を委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。

- 4 委託者は、前項の確定版が本業務の引継ぎに不相当であると認めるときは、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定したうえで、受託者に対し、その修正又は再提出を請求することができる。受託者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

- 5 委託者は、正当な理由なく、受託者が提出した業務引継書の確定版に対する承認を留保し、又は遅延してはならない。

- 6 業務引継書の記載事項、構成及び様式は、要求水準書等の定めるところによる。

(事業終了時の本件施設の確認)

第88条 第2期事業期間終了日の60日前までに既存施設等健全性確認報告書を作成し、委託者に提出する。委託者は、その内容を確認し、必要に応じて現地確認を行う。

- 2 委託者は、前項の確認の結果、既存施設等健全性確認報告書の内容について受託者との間に齟齬があると認めるときは、その内容を明らかにした書面により受託者に通知し、受託者と協議する。

- 3 委託者は、前項の通知を、既存施設等健全性確認報告書の提出を受けた日から30日以内に行う。委託者及び受託者は、当該通知の日から30日以内に、双方立会のうえ必要な再確認を行い、協議による解決に努める。

- 4 前項の協議によっても齟齬が解消しないときは、委託者及び受託者は、双方が合意する第三者専門家（技術士その他の専門的知見を有する者をいう。）に鑑定を依頼し、その結果を尊重して協議を継続する。当該専門家の費用は、委託者及び受託者が等分して負担する。

- 5 前各項の規定による確認及び協議は、第2期事業期間終了日までに完了するよう、委託者及び受託者が協力してこれを行う。

- 6 第2項から前項までの規定による確認及び協議によっても解決しないときは、**第103条**の定めるところにより、その解決を図る

(契約終了による受託者所有資産の取扱い)

第89条 この契約の終了に伴う受託者が第36条第2項の規定による保有する改良設備の取扱いは、同条第3項から第9項までの定めるところによる。

(違約金)

第90条 受託者の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除されたときは、受託者は、委託者に対し、別紙18 違約金及び損失補償に定める額の違約金を支払わなければならない。違約金は、損害賠償額の予定とは解しない。

- 2 委託者が違約金の請求に加えて損害賠償を請求する場合の手續及び違約金の充当方法は、**別紙 1 8 違約金及び損失補償**の定めるところによる。

(損失補償)

第 9 1 条 委託者の任意による解除、第 8 5 条の規定により本契約が解除された場合その他委託者の事由による解除の場合の損失補償は、別紙 1 8 違約金及び損失補償の定めるところによる。

第 1 1 章 知的財産権

(著作権の帰属)

第 9 2 条 本業務の実施に伴い受託者が作成した設計図書、計画書、報告書、マニュアルその他の著作物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条に規定する権利を含む。）は、受託者（受託者が作成を第三者に行わせた場合を含む。）に帰属する。ただし、**各別紙**又は要求水準書において、特定の成果物について委託者への帰属又はその他の定めがある場合は、当該定めによる。

- 2 受託者は、前項の定めにより著作権が受託者に帰属する成果物について、委託者及び委託者が指定する者が著作者人格権を行使しないことに同意する。

(成果物の利用)

第 9 3 条 委託者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、成果物を、本事業の遂行及び委託者の事務の遂行並びに次期事業者等（別紙 1 7 に定める次期事業者等をいう。以下本条において同じ。）への引継ぎに必要な範囲で、無償で複製、改変及び利用（次期事業者等への提供を含む。）することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により成果物を次期事業者等に提供するときは、当該次期事業者等に対し、当該成果物に係る秘密情報の保護及び目的外利用の禁止について、受託者が委託者に対して負うものと同等の義務を課さなければならない。
- 3 受託者は、委託者又は前項の次期事業者等による第 1 項の規定に基づく成果物の利用について、著作者人格権は行使しない。
- 4 第 1 項の「必要な範囲」について委託者と受託者との間に疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議してこれを定める。

(著作権等の譲渡禁止)

第 9 4 条 受託者は、委託者の承認なく、成果物に係る著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は利用させてはならない。

(第三者の著作権の侵害防止)

第 9 5 条 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないようにしなければならない。

- 2 委託者又は受託者は、成果物に関し第三者から著作権その他の知的財産権の侵害を指摘する旨の通知、警告又は請求（訴訟の提起を含む。以下「侵害の指摘等」という。）を受けたときは、その内容を速やかに（3 営業日以内を目途とする。）相手方に通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けた受託者は、次条の定めるところにより、自己の責任及び費用において、侵害の指摘等への一次対応（相手方への回答、事実関係の調査及び証拠保全を含む。）を行う。委託者は、受託者からの求めに応じ、対応に必要な資料の提供その他の合理的な協力を行う。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第96条 成果物に関し第三者の知的財産権の侵害に係る紛争が生じたときは、受託者が自己の責任及び費用においてこれを処理する。

2 受託者は、前項の紛争の経過及び対応状況について、委託者の求めに応じ、又は重要な進展があったときは速やかに、委託者に報告しなければならない。

3 第1項の紛争が訴訟に発展し、委託者が被告その他の当事者とされたときは、委託者及び受託者は、訴訟対応について協議し、受託者は委託者に対し訴訟追行に必要な協力を行う。この場合において、委託者に生じた合理的な費用（弁護士費用を含む。）は、受託者の負担とする。ただし、当該紛争が受託者の責めに帰すべき事由によらないときは、この限りでない。

（知的財産権の対象技術の使用）

第97条 受託者は、本業務に導入した技術であって本業務の継続に必要なものに係る知的財産権（第92条に定める著作権を含む。）について、この契約の終了後も委託者又は委託者が指定する者が次項に定めるところにより利用できるよう、必要な承認を与える。

2 前項の技術は、次の各号に区分する。

（1）受託者が本事業の実施のために特別に開発し、又は本事業の対象施設に固有の設定を施した技術（以下「専用技術」という。）

（2）受託者が本事業以前から保有し、又は本事業以外の目的でも汎用的に利用している技術（以下「汎用技術」という。）

3 専用技術についての第1項の承認は、無償とする。汎用技術についての第1項の承認は、受託者と委託者が協議して定める合理的な対価の支払を条件とする。ただし、当該対価は、次期事業者等が本業務を継続するために真に必要な範囲を超えて受託者の事業活動を不当に制約するものであってはならない。

4 第1項の利用は、次期事業者等が本業務を継続するために必要な範囲及び期間に限るものとし、次期事業者等は、受託者の事前の書面による承諾を得ない限り、当該技術を改変し、又は第三者に利用させてはならない。

5 受託者は、事業期間中、専用技術及び汎用技術のうち第1項の対象なりうるものを整理した技術目録を作成し、委託者に提出しなければならない。受託者は、これを変更したときも、同様とする。

第12章 雑則

（情報管理）

第98条 受託者は、本業務に関して取り扱う個人情報その他の情報について、関係法令、別紙

14 個人情報保護に係る特記仕様書及び別紙15 情報セキュリティに係る特約事項並びに委託者の規定を遵守し、適正に管理しなければならない。この場合において、料金徴収・窓口関係業務に係る個人情報の取扱いに特に留意する。

（秘密保持義務）

第99条 委託者及び受託者は、本業務に関して知り得た相手方の秘密を、相手方の承諾なく第三者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了後5年間、なお効力を有する。ただし、個人情報及び水道施設及び下水道施設の構造、設備又はセキュリティに関する情報その他その性質上保護期間を限

定することが適当でない秘密情報については、この契約の終了後も、期間の定めなく効力を有する。

3 受託者が本業務の終了後に解散したときは、受託者の構成企業は、前項の規定により受託者が負う秘密保持義務を承継する。

(遅延利息)

第100条 委託者又は受託者が金銭の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める率による遅延利息を支払う。

(文書の保存期間)

第101条 受託者は、業務日報を、その作成の日から起算して10年間保存しなければならない。ただし、本契約が終了し、又は解除された場合であっても、当該保存期間が満了するまでの間は、これを保存するものとする。

(契約の変更)

第102条 この契約は、委託者及び受託者の書面による合意によらなければ、変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する事項（以下「軽微な事項」という。）については、委託者及び受託者が別途合意する様式による覚書、確認書及びその他これらに準ずる簡易な方法（以下「簡易書面」という。）による合意をもって足りるものとする。

- (1) 委託料の額、支払方法及び支払時期に影響を及ぼさないこと。
- (2) 委託者及び受託者の責任分担、損害賠償責任の範囲若しくは上限、違約金若しくは損失補償又は本契約の解除事由に影響を及ぼさないこと。
- (3) 事業期間、履行期間その他本契約に定める期間に影響を及ぼさないこと。
- (4) 要求水準を低下させるものでないこと。
- (5) 報告様式、連絡窓口、会議体の運用方法その他の本業務の遂行に関する軽微な事務手続に関するもの。

3 委託者及び受託者は、前項の簡易書面による合意をしたときは、当該簡易書面を契約の一部を構成する記録として保存し、相手方の求めに応じて速やかに提示しなければならない。

4 第2項各号のいずれかへの該当性について委託者及び受託者の間で疑義が生じたときは、第1項の規定による書面での合意を要するものとして取り扱う。

(準拠法及び管轄裁判所)

第103条 この契約は、日本国の法令に準拠し、これに従って解釈される。この契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(通知の方法等)

第104条 この契約に基づく通知の方法、計量単位、期間の計算及び休日の調整等は、委託者及び受託者が誠実に協議のうえ、これを定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 熊本県宇城市松橋町大野 8 5 番地
宇城市長

受託者 (所在地)
(名称及び代表者)